

津山市「地域づくりサポートセンター」概要書

この概要書は、「津山市地域づくりサポートセンター」（以下、「センター」という。）の管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。センターの管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成30年度に指定管理者制度を導入して管理運営を行います。

1 設置目的

地域住民と協働の地域づくりを実現するため、地域の課題解決に向けて住民が主体となって取り組む地域づくり活動及び市民活動を支援することを主な目的として設置します。

2 基本情報

- (1) 施設の名称： 津山市地域づくりサポートセンター
- (2) 所在地： 津山市大田920番地
- (3) 開館日： 平成30年10月 開館
- (4) 延床面積： 60.9㎡
- (5) 施設概要： 交流スペース 40.8㎡
事務室 20.1㎡

※（参考）津山市リージョンセンター全体の概要

施設の概要 延床面積 1,672㎡

施設内容

- ・ペンタホール
- ・交流プラザ
- ・その他（事務室、給湯室、自動販売機等）
- ・第1～3研修室
- ・地域づくりサポートセンター

3 管理形態

- (1) 管理形態： 指定管理
- (2) 期間： 指定期間 平成30年10月1日～平成33年3月31日

4 センターの管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 利用者が利用しやすい施設であるよう、施設の設備の状況、利用者への対応などに常に注意を払い、サービスの向上に努めること。
- (2) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。
- (3) 個人情報保護を徹底すること。
- (4) 津山市の公の施設であることを常に念頭におき、市民の公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- (5) 効果的かつ効率的な管理運営に努め、設置目的が達成されるよう取り計らうとともに、経費の削減にも努めること。

5 開館日時

- (1) 開館時間 午前10時から午後7時まで
- (2) 休館日
 - ① 毎週火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その後においてその日に最も近い休日でない日）及び日曜日
 - ② 12月27日から翌年の1月4日まで

6 業務内容等

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (3) センターを利用する者の利便性を向上させるために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

別紙1 津山市地域づくりサポートセンター条例

別紙2 建物平面図